

株 主 各 位

(証券コード 6641)

京都市右京区梅津高畝町 47 番地

日新電機株式会社

代表取締役社長 小畑 英明

「第 158 期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」の一部修正について

当社「第 158 期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」の記載事項の一部に修正すべき事項がございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正させていただきます。

記

1. 修正箇所

「第 158 期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」13 頁及び 19 頁

連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(7) 追加情報

個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(8) 追加情報

2. 修正内容（修正箇所に下線__を付しております。）

連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(7) 追加情報

(修正前)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（但し、平成 28 年 4 月 1 日以降解消されるものに限り）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の 33.0% から、回収又は支払が見込まれる期間が平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までのものは 30.8%、平成 30 年 4 月 1 日以降のものは 30.5% にそれぞれ変更されております。

(後略)

(修正後)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（但し、平成 28 年 4 月 1 日以降解消されるものに限り）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の 32.2% から、回収又は支払が見込まれる期間が平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までのものは 30.8%、平成 30 年 4 月 1 日以降のものは 30.5% にそれぞれ変更されております。

(後略)

個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(8) 追加情報

(修正前)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（但し、平成 28 年 4 月 1 日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の 33.0% から、回収又は支払が見込まれる期間が平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までのものは 30.8%、平成 30 年 4 月 1 日以降のものは 30.5%にそれぞれ変更されております。

（後略）

(修正後)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（但し、平成 28 年 4 月 1 日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の 32.2% から、回収又は支払が見込まれる期間が平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までのものは 30.8%、平成 30 年 4 月 1 日以降のものは 30.5%にそれぞれ変更されております。

（後略）

以上